

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について ～賞与支給割合改定に伴う規程改正について～

1 経緯

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員の期末手当支給割合については、三重県知事等の特別職に属する職員に準じて地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程で定めている。

三重県職員の平成27年度給与改定にかかる期末・勤勉手当の支給割合の改正等に鑑み、知事等特別職に属する職員の期末手当の支給割合が改正されたことを受けて、当院法人役員にかかる期末手当の支給割合についても、県と同様、以下のとおり支給割合の改定を行うものである。

2 改定の内容

- ・賞与に係る年間支給割合の引き上げ改定
- ・現行405/100 → 改定後410/100

【現行】

	賞与	
	6月期	12月期
現 行	195/100	210/100

【改定後】

	賞与	
	6月期	12月期
27年度	195/100	215/100
28年度以降	197.5/100	212.5/100

3 改定実施（施行）年月日

- ・平成27年度分 平成28年2月29日
※平成27年12月の期末手当から適用し、年間支給割合を調整。
- ・平成28年度分 平成28年3月24日

地方独立行政法人法（抜粋）

（役員報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 省略

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。